

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年11月10日(木)

杉 並 区 議 会

目 次

会議記録について	3
議会運営委員会委員について	3
定例会の提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	4
選挙管理委員及び同補充員選挙について	4
一般質問について	5
発言通告について	5
区議会だよりの発行協力依頼について	5
議員報酬に係る議員提出議案について	6
土曜議会について	7
ユーストリーム等による画像等配信の対応について	8
その他	
(1) 予算・決算特別委員会質疑時間について	1 6
(2) 杉並区区制施行80周年記念事業企画委員会委員について	1 8
(3) 区民からの要望について	2 0
(4) 地方公務員の給与改定に関する取扱い等について	2 1

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年11月10日(木)		午前9時59分～午前11時17分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事代理 岩田 いくま	理事 島田 敏光	理事 小川 宗次郎
	理事 山田 耕平	理事 小松 久子		
欠席理事	井口 かつ子			
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ		
事務局職員	事務局 長 伊藤 重夫	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義久	
	議事係 長 依田 三男	庶務係 主査 横山 淳二		
	議事係 広係 井口 隆央	議事係 法務 杉原 正朗		
	議事係 担当書記 上野 和貴			

(午前 9時59分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

井口理事がきょう欠席なので、代理で岩田議員が出席している。ご了承いただきたい。

《会議記録について》

富本理事 それでは、先日配付した8月8日から19日までの議運理事会の会議録についてご承認いただきたいが、いかがか。 では、ご承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《議会運営委員会委員について》

富本理事 続いて、議会運営委員会の委員について、先般取り決めでご確認いただいた中で、公明党から1名選出と決まっているが、改めてどなたを選出されるのか、島田理事からご報告いただきたい。

島田理事 渡辺富士雄議員にお願いする。

富本理事 それでは、渡辺富士雄議員が新たに議会運営委員会委員として選出された。あすの議会運営委員会からの出席となるので、皆さん、ご了解をいただきたい。

《定例会の提案事項について》

富本理事 続いて、第4回定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。

自治基本条例の一部を改正する条例ほか条例案件が5件、めくって、図書の買入れ関係で財産の取得が2件、一般会計補正予算(第3号)、指定管理者の指定が11件である。

以上が提案事項一覧である。

富本理事 この件について何か。 基本的には、あした議運で区長部局から説明があるので、よろしく願いをする。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、第4回定例会の日程について、これも事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。

会期は22日間。

11月18日、本会議、会期の決定、一般質問。20日に災害対策特別委員会で総合震災訓練の視察を行う。21日月曜日から22日、24日、これが本会議。その後、25日が区民生活

委員会で、12月1日まで常任委員会。12月2日、災害対策特別委員会。この日に、もし議員提案があれば議会運営委員会を開く予定。その後、12月8日まで特別委員会。12月9日10時、議会運営委員会。午後1時、本会議。議案上程、議決、あと、後ほど説明する選挙管理委員会の選挙等がある。

日程は以上。

富本理事 今回から特別委員会も1日1委員会ということになっている。議長にもご考慮いただき、そのように決まった。

あとは、議運に付託の事項があれば、2日の大体2時ぐらいから審議をやるということとを前から決めているので、ご了解いただきたい。

それと、井口議員から、ご主人がご逝去されたので、開会前にごあいさつが予定されているので、こちらもご了解いただきたい。

今の説明に何か質問等はあるか。 それでは、この日程で進んでいくことになると思うので、よろしく願います。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 続いて、本会議の会議録署名議員について、説明をお願いします。

議会事務局次長 本会議の会議録署名議員については、7番山田耕平議員、40番渡辺富士雄議員にお願いしたい。いかがか。

富本理事 これはもう決まり事なので、山田理事、お願いします。あと、渡辺議員のほうにお伝えいただきたい。

《選挙管理委員及び同補充員選挙について》

富本理事 続いて、選管の委員及び補充員の選挙について。

議会事務局次長 選挙管理委員及び補充員の選挙については、最終日に行う予定である。

資料3、選挙管理委員と補充員については、任期が12月26日までとなっている。

立会人を定める必要があるので、選挙管理委員については、8番市来とも子議員と39番大槻城一議員にお願いしたい。補充員については、9番木梨もりよし議員と38番河津利恵子議員にお願いしたいと考えている。いかがか。

富本理事 今のように、12月26日に任期満了で、選管を決めなければいけないということで、立会人もそのようにお願いしたいということ。特に質問はあるか。 それでは、よろしく願います。

《一般質問について》

富本理事 続いて、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 一般質問については、あしたの議会運営委員会で質問予定者の人数をご報告いただきたい。一般質問は、あすの午後1時から16日午後5時まで受け付けをする。あしたの午後1時の時点で質問希望者が複数の場合は、くじ引きで順番を決める。これは毎回お願いしているところだが、なるべく早く通告をお願いしたい。最終日に集中すると、なかなか区長部局のほうも大変なので、ぜひご協力をお願いしたいというところである。

富本理事 いつもと同じである。期間内での通告、また、なるべく早目の通告をよろしくお願いしたい。

あと、あしたの議運で、各会派、人数をお知らせいただきたい。それから、非交渉会派については、いつものとおり事務局で調査をしておくようお願いします。

《発言通告について》

富本理事 続いて、発言通告について。

議会事務局次長 発言通告については、まず18日、本会議初日の発言通告については、11月16日水曜日午後5時までということをお願いする。24日、本会議中日の発言通告については、21日月曜日午後5時までということをお願いする。最終日、12月9日の発言通告については、12月7日水曜日午後5時までということをお願いしたい。

富本理事 これもいつもどおりなので、よろしくご協力をお願いします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて、区議会だよりの発行協力依頼について。

議会事務局次長 区議会だよりの発行協力依頼で、資料4をごらんいただきたい。

区議会だよりの第4回定例会については、1月1日号で掲載をするということになる。依頼については、毎回の定例会どおりをお願いしたいが、裏面をちょっとごらんいただきたい。(3)として、会派の年頭あいさつの原稿の提出ということで、今回、1月1日号になるので、会派の年頭あいさつの原稿を11月28日ぐらいに予定している。発行計画としては、12月頭ぐらいに一般質問の関係を入れ、校了等を行う予定になっている。

富本理事 いつもと同じで、違うのは年頭あいさつがあるということ。各会派で原稿をよろしくお願いしたい。

井口係長、会派のあいさつは、去年のイメージだと大体何文字ぐらいか。

議会広報担当係長 ちょっと……

富本理事 覚えてない。了解した。

《議員報酬に係る議員提出議案について》

富本理事 続いて、議員報酬に係る議員提出議案について。資料5、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料5をごらんいただきたい。区議会議員の期末手当の支給月数及び支給額についての資料。

今現在、本則は合計で3.95月になっている。実際に支給しているのは、一番右側にある区長等の支給月数3.43と横並びで行っているが、現在、附則による改正になっており、実際には本則を変えていないので、今般、12月期と3月期の支給月数が、今現在だと、12月期1.85、3月期0.3という形になっている。区長等の支給月数に合わせるとすると、12月期が1.63、3月期が0.25という形になる。これをいかがいたすか、ご検討いただければと思う。

富本理事 今話があったとおり、区長等は既に本則で3.43となっているが、区議会のほうはずっと附則で対応してきているので、これをどう対応するか、このまま何もしないと1.85支給ということになる。これも含めて、どういう考え方をするのかということ、一般的には、また附則で対応する、また本則で改正してしまう等々、いろいろな考え方がある。何もしないというのも1つあるし、期末手当を廃止するという考えもある。

いろいろな考えがある中で、どういう対応をしていくかということだが、額的なこともあるので、12月と3月一括して方向性を出したほうが良いということでご提案させていただく。

一応最終はいつというのはあるのか、議案の関係。どういう形になるかは別として。

議会事務局次長 12月期の期末手当の基準日が12月1日なので、それまでに公布をしなければいけない。

富本理事 今月中にきちっと形を決めなければいけないということのをにらみながら考えていただきたい。きょう、わかる範囲で意見を聞くか。無理なら無理で、持ち帰りでもしよがない。

岩田理事代理 報酬審でどう出てくるかということもあるとは思いますが、基本的に、ことし、23年度に関しては、6月期を既に附則で変えているので、残り12月と3月もあわせて附則で区長等に倣っていくというのが基本的な路線ではないかと思っている。

島田理事 持ち帰る。

小川理事 従前から、私は区長等に合わせる必要はないと申し上げているが、6月期で附則でやったので、最終的な結論はまだ出てないが、附則対応がベストだと。

ちょっと質問だが、ちなみに、昨年度3月期は支給月数はどれぐらいか。

議会事務局長 12月と3月で合わせてたしか0.5幾つ減らした。それを12月で全部やると、12月がかなりきつくなる……

富本理事 0.15とか、そんなものだったと思う。

議会事務局長 3月はそのぐらいだと思う。

小川理事 了解した。

山田理事 持ち帰りをお願いします。

小松理事 持ち帰る。

富本理事 きょうは持ち帰りということなので、これから定例会も始まって、理事会等も開かれることになってくると思うので、先ほどの日程を皆さんお考えいただきながら、30日までに決めていきたいと思う。また、形によっては、6月期がそうだったが、賛同者を募ってというような形になることもあるし、その辺は皆さんの結論いかんで提出の方法も変わってくるので、ご協議のほう、各会派をお願いします。

《土曜議会について》

富本理事 続いては、土曜議会について。

今後どうするのかということについては、事務局からも、一応11月中には方向を決めてほしいということであった。来年の日程等もある。

この件について、前回、いろいろ各会派から意見をいただいたが、持ち帰りとなっている会派もあったようなので、改めてご意見を聞きたい。いかがか。

岩田理事代理 頻度等については柔軟にと思っているが、土曜議会というものの自体についてはやっていったほうが良いと思っている。

島田理事 インターネット中継等をやっているのも、また、傍聴人の数も土曜日が突出して多いということでもないということで、特にこだわりはないが、年1回ぐらいでどうかという状況であった。

小川理事 この間の意見とほとんど同じだが、節目の議会のときに年に1度ぐらいでいいということで、では、いつやるのかといった場合は、話し合った上で決めれば良いといったところ。

山田理事 うちとしても、やる方向が良いということで、ただ、回数などは今後調整してはどうかという話であった。

小松理事 従前より申し上げているように、やったほうがいい。

富本理事 では、今の意見を集約すると、土曜議会そのものは存続というか、やったほうがいいだろうということで、ほぼ確認がとれた。

ただ、これまではたしか年に3回やっていたが、これについては1回ぐらいでいいのではという意見もあるが、この辺、山田理事と小松理事、山田理事は柔軟にという話で、ネみどりは回数が何か……

小松理事 いや、特にない。

山田理事 うち、1回程度という意見。

富本理事 では、年に1回は土曜日等で行うこととする。

ということは、あとはやり方ということになるので、やり方について、何かきょう提起しておきたいという方はいるか、こういうのがいいとか。

従前は、ご承知のとおり、1定で所信表明と代表質問を一緒にやったパターンと全会派代表質問だけをやったパターン、それから、代表質問を一部会派、多い会派の時間までというやり方をしたのが1定。それから、2定と4定が、たしか一般質問を申込制でやったパターンがあって、一応48人が4年間で1回は土曜議会に当たるような割り振りをしたが、土曜日にそもそも議会をやる必要はないなんていう方もいたし、いろいろな意見があって、結局、その回数バランスが崩れたことは事実としてあった。

なので、考え方としては、本会議なのか、委員会でもいいのかという考え方もある。それから、本会議の中ではこういうときにやったほうがいいのではないかという意見もあるし、委員会ではこの委員会をやったほうがいいとか、一口に土曜議会といっても、いろいろな考え方もあると思うので、その辺をまた次回までにご協議いただいて、どういうことを土曜議会として年に1回の中でやったほうがいいのかということをお話しいただき合意していきたい。

たしか台東区か何かも年に1回やっている。あれは本会議だったか、やっているようにも伺っている。

それでは、そのあたりをまたお話し合いをしていただきたい。

《ユーストリーム等による画像等配信の対応について》

富本理事 続いて、ユーストリーム等について。

この件についても、前回、各会派からさまざまな意見をいただいたが、改めて各会派でご議論をお願いした。前回のまとめの中で話が出たこととしては、現行のインターネット中継を進化させてライブ中継が可能だ、それも、そう費用もかからないでできると

というような話だったので、それを導入して、議会として、要するに公としてやる方向でどうかということ。

それから、ライブ中継を議会としてやるならば、わざわざ傍聴者の方に映像配信をやっていただくこともないので、それをお断りする方向もあるのではないかという意見。お断りするの表現の自由もあるので、許可をするのであれば、希望者には申し出をいただいて、そのときには必要最小限の情報としてIDなどを記載してもらうということ。それから、余り誹謗中傷的なことを書かないでくれとか、意図的に余りそういうことをしないでというような簡単なお願いの注意事項のような文書を渡してやったらどうかということ、もしそれが守られない場合は今後お断りもする、こういう注意をしたのに、あなた、残念ながら守ってないので、そのときはお断りするという方法でいかがか、こんな意見にある程度まとまっていた。

改めて各会派でご議論いただいたと思うが、ご意見があればお願いしたい。

では、まず議会としてライブ中継をやるかどうかということ。インターネット中継について。まずそこから聞く。

岩田理事代理 できるものであればやったほうがいい。

富本理事 では、やるということで、あとユーストリームについてはどういう扱いにするか、傍聴者がやる場合。

岩田理事代理 やるということが1つ前提にはなるが、その上で、先ほどあったような内容で進めていけばいいと思っている。

島田理事 今のはどういう.....

岩田理事代理 先ほど富本理事のほうから説明があったように、ライブ中継をやった上でユーストリームについてということで話をしている。ユーストリームについては、基本的にはこちらでやっているの、どうしてもというのであれば、一定の注意書き、あとID等々を申請していただき、内容によってはそれ以降お断りすることもあり得るというような方向で進めていけばいいと思っている。

島田理事 区でやるということについては、そんなに費用もかからないということなので、できればやっていただきたい。

それから、傍聴者のユーストリームについては、基本的には目的は達しているの、認める必要はないだろうが、どうしてもということがあったときにどうするかということになると思うが、そこまで禁止できるかどうかという部分がちょっと微妙なところだとは思っている。最終的な結論はなかなか難しいところなので、皆さんの意見に従いたい。

小川理事 動画生中継はやるべきであろうということであった。

しかし、それを前提として、ユーストリームについては会派で真っ二つに割れたが、最終的には、この間のユーストリームの議会中継をみんな見た結果、何でも悪意でできてしまうので、生中継を本来の議会でも行っているのに、ユーストリームを傍聴者の方が流すということは、杉並区議会のほうで見てほしいと言えればそれで達するという事なので、ユーストリームを断るということについてもいろいろ議論があったが、生中継を議会で行っているということで、後でもめることがないようにきちっと、杉並区議会ではライブ中継をやっているのにユーストリームは認めないということにしたいと我々は考えている。

山田理事　　うちはネット中継は当然進めるべきという意見。

傍聴者については、やはり制限はしないほうがいいと。ただ、事務局案から出ていたIDを提示してもらおうというのは、富田区議がシステムエンジニアでその辺に詳しいが、やはりIDを提示してもらわないと特定が全くできないから、これは当然必要なことではないかと。

個人の誹謗中傷なんかを書かないというのは、インターネットの中ではマナーとかモラルの点では当たり前のことにはなっている話だが、注意書きとしてお願いする程度のことであってもよいのではないかという意見。

実際にはかなりの誹謗中傷がされた場合にどうするかというところまではまだ具体的に話してはいないが、もう一度こういう場を開いて話し合ったほうがいいという意見。

小松理事　　1点確認したいが、IDと言っているのが何のことなのか。URLのことか。

議会事務局次長　　ユーストリームの場合は、IDを特定することによって、どういう動画なのか特定ができるということになっており、普通のホームページのURLとはちょっと異なると思う。動画を特定するための記号というか、そういったもの。

山田理事　　それがないと調べられない。

富本理事　　要するに、その映像が、例えば仮に誹謗中傷があったとだれかが聞いても、どの映像かわからないということ。

小松理事　　個人のパスワードを求めるとか、そういうことではないのか。　　前回は申したように、ユーストリーム、傍聴者による撮影を禁止すべきではない。ただ、その際、普通の写真撮影でも申請して許可を得てからということになっているのだから、その手続はとることにして、今言ったようなIDということであるならば、それがいいだろうと思う。それと、先ほど富本理事が言ったような簡単な注意書きのようなものはあってもいいかと思う。

富本理事　　あと、注意書きを守らない人がいた場合、要するに、いろいろなとらえ方があ

るが、例えばAさんにしてみれば、これはおれの誹謗中傷をされていると思った場合なんかはどう対応すればいいのか。それでも自由だからということか。その辺はどうか。
小松理事 いや、当然、事務局を通して反省を促すというか、注意をするということをするべきだと思う。

富本理事 例えば、それでやむを得ず、「やめてください」と言うことも仕方ないと。絶対やめろというわけではない。流れとしてそういうことも構わないのか。それでも自由だからというのとまたちょっと違うと思うので、その辺のお考えだけ聞いておきたい。

小松理事 それは、そのときにどういう状態になるのか、わからない。そこまでの想定をするのか。何が中傷かというのは恐らく主観的なもので……

富本理事 それを聞いたのは、小松理事がずっと言っているのは、何でも自由だからということになってしまうと、その辺のことが……

小松理事 いや、そんなふうには全く申ししていない。

富本理事 いや、表現の自由だからと言っているの。一応そういうこともあり得るといふことで、それは皆さん協議していると思う。

小松理事 だって、通常の写真撮影だってそれはあり得ることだ。

富本理事 それはそういう考え方でいいということか。

小松理事 はい。

富本理事 了解した。

小松理事 ただ、ベースにあるのは表現の自由と言論の自由である。

富本理事 了解した。

それで、ライブ中継に関しては、皆さん、それを進めるべきだということではほぼ一致しているが、常任委員会をインターネット中継しようということはもう決まっているが、これに対する予算がまだついてない。特別委員会の予特、決特だけは今撮影されているが。このライブ中継を仮にやろうということになって、これも新たに予算化ということになると、その辺、どうなのか、事務局として。

常任委員会のほうは幾らぐらいかかるのか。

議会事務局次長 常任委員会は500万ぐらいである。

富本理事 当然優先順位としては、そちらが先に話が出ていたので、現状では常任委員会のインターネット中継をやるということが優先順位として来ていて、今回、本会議のライブ中継が話として出てきたわけだが、ここで話し合いの中で優先順位を変えるということはどうなのか。

議会事務局長 優先順位を変えることは差し支えない。ただ、24年度予算については、も

う事務局から財政のほうには提出済みなので、向こうもそろそろ査定を始める時期になるので、もし変えるだとか、また新たに追加をするということであれば、早急に財政のほうにはその旨伝えておかなければならない。

富本理事 この辺はいかがか。今限られた予算の中でということ、追加として項目を出して、あくまでも常任委員会のほうのインターネット中継の実現を優先順位として高目に設けるのか、本会議のライブのほうを早くやったほうがいいのか、その辺はいかがか。あと、追加で出せばいいということもあるし、その辺はいかがか。

岩田理事代理 強いこだわりはないが、時期を考えても、とりあえずの優先順位は現状どおりでもいいのかと思っている。ただ、変えるのは絶対だめだとか、そう思っているわけでは全くない。追加でできればそれにこしたことはない。

富本理事 1個目からとれるかどうかという問題もある。

島田理事 ライブ中継がどれだけ必要かという必要性の問題、検証はされていないが、翌日には見られるという状況にはなっているので、より開かれた議会ということであれば、常任委員会のほうを先にやるべきではないかと思う。

小川理事 申し訳ないが、私、これをやるという前提で先ほど話したが、予算がつくというか、私は本会議の生中継のほうを優先的に というのは、先ほど言ったように、ユーストリームの件があるので、これをやらなければ、逆に今度はユーストリームが必要になってくるので、あくまでも本会議を議会できちっと生中継するという前提の話。

富本理事 前提の上で論理構築をされている。

小川理事 そのとおり。だから私は、優先順位として、ユーストリームの件をどうするかという話をしているから、本会議の生中継、百何万とこの間提示されたので、当然私も優先順位はそっちのほうだという考えである。

山田理事 会派としては全くもんでないのでわからないが、僕個人としては、本会議のライブ中継優先のほうがいいのではないかと。ユーストリームのこともいろいろ起きていたので、ライブ中継そのものを始めれば、ユーストリームを使う人もいないのではないかと。ということが会派からは出ていて、だったらライブ中継を始めたほうがいいのではないかと思う。

小松理事 本会議でのライブ、110万ということでこの間お話を伺ったので、委員会のほうのライブはいずれのことなのかと、ちょっと先のことのように思っていたので、この場では何とも……。

富本理事 両方意見が出ているが、あれは別に優先順位を決めて出しているわけではないと思うが。

議会事務局長 優先順位はない。ただ、聞かれたときには、どうするかということはあると思う。

富本理事 では、とりあえず本会議のライブ中継の実施ということも項目として追加を早急にするということは、皆さん、これは構わないと思う。では、そういう形で、本会議のライブ中継をお願いしたいという予算要望をとりあえず項目として入れる。

あと、優先順位については、両方ご意見があった。民社のように、共産党もちょっと近かったと思うが、それがあることによってユーストリームの問題もある意味解決をするという意見もあった。ただ、公明党は委員会中継のほうが先だというご意見もあったので、この辺は事務局のほうでうまく、両方いただけるように頑張っていたきたい。よろしく願いをする。ヒアリングで、とりあえずきょうはそういう方向でお出しただきたい。

それでは、もう1つ、先ほどの、ライブ中継を行うということを前提にしての傍聴者への対応。民社は必要ないという意見であったが、ほかの会派は、何となく温度差はあるけれども、注意書きをもって許可はいたし方ない。また、そこまで規制するのは現在の情報化社会の中では難しいという思いの中からそういうご意見もあったかと思う。これについて、民社だけがちょっと意見が違うが。

小川理事 さっき言ったように、本会議の中継があるから、要するに、本会議の生中継を見たいからユーストリームをするわけである。本会議中継は議会がやるとしたら、何の目的で生中継を傍聴者の方がするのか。目的は達成しているというに変だが、達成している。

あともう1つ、我々が何で強調するかというと、たまたま前回のユーストリーム、皆さん見たかと思うが、私が集中でずっとねらわれたので、これは悪意をもってやっているということしかない。断固としてやるべきではないということ。

富本理事 これは、持ち帰っても多分変わらない。嫌だと言う方もいるわけだから。何か意見はあるか。

小松理事 禁止すべきではない。これだけ開かれた議会をということで杉並区議会もやってきているわけだから、何をもち禁止するのかという根拠が言えるのか。

小川理事 先ほど申したように、皆さんも1度被害に遭えば嫌になる。例えば本会議だって、本会議にかかわる大事なものだって書く。明らかに文字を拾う。この人は今何を書いているのかとか。ユーストリームというのは明らかにそういった、今開かれた議会と言ったが、議会で本会議中継をすればそれは満たされるから、やる必要はない。

もう1つは、ユーストリームというのは普通固定的にやる。記者会見でも、今いろい

るな問題になっているが、常識的に、映像を動かさないという条件で今どこの国の記者会見でもユーストリーム中継しているし、各政党のライブ中継も、カメラを動かさないということでずっと映像を流している。でも、本会議の、この間の場合は、先ほど申し上げた、しつこく申し上げるが、ねらわれると、ずっとその人の頭と文字と行動を10分間やられると、やられた人間にとっては非常に嫌になる。開かれた議会、開かれた議会と言うが、本会議中継を区議会でやれば、やる必要ない。開かれているから。

写真はどうするかって、写真というのは別に、幾ら撮ったって、それは文字として、動画として映らない。写真は全然問題ない。しつこいようだが、1回被害に遭った者としてはやるべきではない、ただそれだけである。

山田理事 傍聴者は、動画撮影はできるのか。

議会事務局次長 ビデオ撮影は、申請をいただいて許可をするという形になっている。

山田理事 うちの富田議員が言っていた話では、基本的に動画撮影ができるのであれば、それをリアルタイムで流すかどうかというのが問題であって、今ユーストリームということで問題になっているが、例えば、ずっと特定の個人を動画で撮り続けて、半日後にユーチューブなんかアップすることは全然できると。だから結局は、今問題なのは、リアルタイムにするかというものもあるが、動画のそういう扱いというところにまで踏み込んできていると思う。だからこそ、うちとしては全くそういうのは制限する必要はないと考えている。だから、この場でユーストリームどうこうというよりは、もっと、そこを問題にするとしたら、動画撮影とかそういうものを問題にしていくという話になっていくのではないかと思う。だから、そこまで踏み込んでいいのかというのはある。

富本理事 山田理事の言うとおりだと私も思う。今までは、正直言って、動画を認めていても、大体、共産党の支持者の方が来て、支援者として、要するに区政ニュースという形で流すというようなことが主眼だったような動画撮影が多かったので、ああいう形で不特定を撮って、だれかをずっと撮ってみたいな、ちょっと目的が変わってしまう。動画を撮るということに対する目的に大分違いがあったと思うので、その辺になると、動画そのものをどうする、ビデオで同じことをされたって同じだから、リアルがダメで半日後はいい、ユーストリームはだめでユーチューブはいいという話でもないの、確かにそういう扱いの話になって、もちろんそれに対する制限はかけるべきでないという意見もあれば、ちょっと嫌な思いというか、そういうことをされた方の意見も当然道理としてある。

議長 先ほど小川理事が言っていた、生中継で動画を撮られると、議決の賛否のことまでがリアルタイムでわかってしまうということは、私もそれを聞いて、ああ、そうだなと。

例えば、記名投票、無記名投票、と言うのがある。そんなのも上から撮られて、あいつはああいうふうに書いているという形になってしまうと、後日わかるのは別にやぶさかではないが、リアルタイムでわかるというのはやっぱりちょっと問題があるのではと今個人的には思った。

その話を聞くまでは、私はユーストリームはやぶさかではないと思っていたが、そういう1つ1つの事例を挙げて、賛否が、個人的なことがわかってしまうということが果たしてどうなのか、ということは、これは大きな課題として皆さんとらえていただかなければいけないと、私はこのように思った。

富本理事 議長選挙でだれを書いているのかずっと映されるとか、そういうのもある。

どうするか。広報委員会でやってもらうか、ここでやるべきか。

議会事務局長 広報委員会でなく、理事会かと。

富本理事 理事会であろう。

では、今いろいろな意見が出た。それぞれ一理あると思うが、別にこれはいつからということでもないので、きょうはライブ中継を議会としては要請していこうということが決まった。ただ、その前提がどうなるかということがあるので、これはもう少し、動画そのものの考え方も、傍聴者の皆さんのとらえ方も変わっている中でどう改めて考えるかということ。それから、動画の問題もそうだし、あとリアルタイムという問題についてもどうなのかということ、もうちょっと皆さん、それぞれの会派で掘り下げて、いろいろ議論していただきたい。きょうこういう意見が理事会の中で出たということで話を進めていっていただきたいので、よろしくお願いします。

とりあえずきょうのところはそんな感じでよろしいか。きょうここで別に結論が出そうもないので、またそうやっていろいろな意見を聞いて意見が変わったりする場合もあるし、その辺は会派の中でまた改めてお話をしていただきたい。

それでは、とりあえずきょうのところは、ライブ中継を議会として要請をして、きょうのヒアリングで頑張ってくださいということで、よろしくお願いします。

それと、一応時間的な問題もあるので、今定例会、第4回定例会については、きょう合意がとれなかったので、第3回定例会のときに取り決めたとおり、議長判断ということでユーストリームの対応についてはさせていただきたいが、よろしいか。では、そういう形でよろしくお願いします。

《その他》

(1) 予算・決算特別委員会質疑時間について

富本理事 続いて、その他、まず、予特、決特の質疑持ち時間の話だが、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 前回、1人6分ということで合意をいただいたが、資料、都内の自治体の状況ということで、21年の調査で、予算・決算特別委員会の運営について、資料6-1が特別区の状況、資料6-2が市部の状況ということで資料をお配りした。これを参考にして議論願いたい。

以上。

富本理事 この点については、この間もほかの区はどうなっているかということで、資料をいただいたが、それぞれ会派で意見があったら文書で提出していただきたい。

議会事務局次長 前回は確認したが、決特については6分に戻すということで、2日ほど延びるが、実質的な審議日数は8日ということで変えない。委員長、副委員長の互選と最後の意見開陳も1日ずつという形で、実質審議時間は8日を前提にして進めるということを確認している。

富本理事 資料を見て、各自治体議会、いろいろなやり方をしているが、今うちの議会はこういうやり方をしていて、変えたほうがいいのか、いろいろな意見があった。

それについていろいろ知恵を出していただくのはいいが、今事務局から話があったとおり、また前回確認したとおり、実質審議日数8日の中をどう使うかということで知恵を絞っていただきたい。10日にしてほしい、十何日にしてほしいということではなくて、10時から5時までという基本的な質疑の8日間をいかに使うかという方法をそれぞれ皆さんお考えいただいて、款を変えたほうがいいのかというのもあるし、会派持ち時間に人数をプラスするとかいろいろな方法があるし、ほかの議会を見ていただいてもいろいろな方法があるので、その中で知恵を絞っていただければと思う。

それから、これをもし変えるにしても来年の決特から。今回の予特に関しては、日程の関係もあるので、いろいろ理事者の関係もあるので変えない。この中でいろいろな案が出て決まったら、来年の決特からやるということで、その2点はご理解いただきたい。

それで、これについては文書でまとめて、今月中に事務局の議事係まで提出をお願いします。現行のままでいいというのも1つの意見だと思うので、よろしくをお願いします。

あわせて、意見開陳の時間についてもご意見をいただければと思う。前は急遽ああいいうご不幸があったので、あのときは一応20分というような形をとったが、意見開陳の時間についてもいろいろなご意見があることも承知している。この意見開陳の時間もあ

わせてご意見をいただければと思う。これらの意見をまた集計した中で、こういう表を新たにつくって理事会の中で議論して、一定の方向性を決めていきたいと思うので、よろしくお願いをしたい。

この件について何か質問はあるか。

島田理事 前回の理事会では、来年の決特は6分確保すると、そこまでだったと思うが、それでやると8日間になる。6分を確保するということと8日間でやるということとは同じではないと思う。6分は確保する、それ以上になるかもしれないし、最低限ということ、そういう認識だったが、それはちょっと違うのか。

富本理事 申し訳ない、もう1回。

島田理事 要するに、いろいろな自治体の方法があると。では、検討するに当たっては資料を出すよう話をして、例えば総括だけやっているところ、あとは分科会をやるとか、いろいろな方法がある。今うちは全員でやっているが、半数というののがかなりあるし、この前、理事会で決めたのが、1人最低6分、そこまでは決めたが、それ以上のことはまだ決めてなかった。これは確認だが。

富本理事 分科会方式を入れるとか入れないとか、そこまで話は行ってないということか、イメージとして。

議会事務局長 前回までの議論は、確かに島田理事の言うとおり。予特、決特とも1人持ち時間6分にしようということで、それでいくと。先ほどの話に戻るが、実質の審議日数が8日間になる、そこまでは多分共通の認識だと思う。

その後、小松理事から、昨年1人で減税基金条例のときに、たしか会派の持ち時間プラス1人何分という形でやった例がある、そういうやり方はできないのかという話があり、それで、他区の状況等はどうなっているのかというお話もあったので、今回資料を提示した。

今私どものほうで申し上げたのは、1人6分に戻すと8日間、その枠は変えないで、それをどう使うのかということのを改めて会派のほうにお持ち帰りいただいてご議論いただきたい。極端な話をすれば、今島田理事から話があったが、全員ではなくて半数ずつでもいいとか、会派の持ち時間をもっと大きくして1人の時間を減らして、全体で8日間でおさまるように組みかえたほうがいいだとか、いろいろな意見が出てくると思っているので、その辺のところは、全体のパイを動かさない限りは、どう切り分けをするのかということ自由にご議論していただいてもいいと。それを持ち寄った段階で、では、今後うちの区議会として予特、決特の審議をどういう形でやるのかということのを改めて議論してもよろしいのではないかと思う。私はそういう理解である。

富本理事 そこはちょっと差がある。

島田理事 来年の決特は6分確保したと、私自体はそういう認識。これからずっと6分確保したのかどうかというのはまだ認識にはなくて、とりあえず来年6分確保したと。再来年以降についてもそれを縛るのかどうかというのが1つあって、中身については議論することが多くなると思うので、1人6分ということは来年の話だけで、全体的に予決特のあり方そのものを少し検討したいという意味で資料をとったつもりだった。

富本理事 了解した。切り分けて。

あと、民社のほうから款の問題も出ていた、総括をどうするかということで。決特、予特のやり方は、ほかでは分科会をやっているところもたくさんある。あと、人数も半数のところもあるが、今回の場合はそこまでではなくて、大変イメージの言い方で申しわけないが、今ある方法に準拠しながら考えるということが前提で、大きくどう変えるかということはまた次回以降の議論にさせていただければ。次回というか、もう少し後の議論にさせていただいて、余力があればその2つを出していただいても結構だが、そんなイメージで今回は提出いただければと思う。6分を確保しているということで。

島田理事 月内に出せというのは、来年の決特ということでもいいのか。

富本理事 そのとおり。来年の決特、予特のことを視野に入れて考えて、基本的に決特。

山田理事 もう1回聞きに行く。

富本理事 よろしく願います。

変な言い方だが、大幅変更ではなくて、6分を確保した中で、その6分を余りめちやくちゃいじり変えないでどういう方法があるのかということの知恵があれば。款を見直すというのも1つのわかりやすい例だと思うし、そういう考えの範疇くらいでおさめていただいて、また、予特、決特の審議の仕方を根本的にどうしていくのかはそれ以降の話ということで、来年の決特に向けて少し微調整できる部分があるならばやっ払いこう、そういう形で理解していただければと思う。

では、よろしく願います。

(2) 杉並区区制施行80周年記念事業企画委員会委員について

富本理事 続いて、区制80周年記念事業委員会の委員についての説明をお願いします。

議会事務局次長 資料7をごらんいただきたい。

区長から、80周年の記念事業企画委員会というのを設置するというので、議会のほうから議員2名を推薦いただきたいという依頼があった。これについていかがか。

ちなみに、前回の70周年のときは、充て職で議長、副議長という形で推薦というか、

出席の依頼があったという状況で、今回は議員の中から推薦者2名ということでお願いしたい。この趣旨については、いろいろ区内の団体の方も出席するので、議長、副議長ということではなくて、議会の議員2名をとという趣旨だと理解している。

以上。

富本理事 これは推薦期限が15日なので、大変申しわけない、きょう決めざるを得ないということでご理解いただきたい。

それで、2名ということで、いろいろな考え方ができる。例えば、この所管委員会は総財か。

議会事務局長 所管となれば、総財。

富本理事 だから、例えば総財の正副委員長にお願いするとか、あとは、私から言うのも変だが、議長会派、副議長会派からだれか出てもらうとか、いろいろな考え方があがるが、いかがか。私も、打ち合わせのときにこれをもらって、15日までということだったので、余りこのことについて集まって議論するほどのことでもないというのもあるので、きょう知恵を絞って皆さんで決めたいと思うが、いかがか。

岩田理事代理 どの役職がというのはあるにしても、何かしらの充て職的な位置づけで、議会の正副なのか、所管委員会の正副なのかとか、そうしたほうがすっきりしていいたいと思う。

島田理事 私、初めてなので、何をやるのかちょっとわからないが、中身を見ると、議会を代表して2人出るという状況なので、正副議長でいいのではという感じはするが。

富本理事 ただ、今回は、正副議長よりも、という趣旨がある。どうなのか。

議会事務局長 これまでは、先ほどの説明どおり、周年行事のときには正副議長がこういう企画委員会の委員ということで、充て職でお願いしていた経過はあるが、この企画委員会というのは、議員も入るし、町場の各団体から推薦をいただいた方等、あと公募区民も入る、そういう方で構成される会議体になるが、そこに正副議長という形になると、非常に出てくる方が重く受けとめられるというようなこともあり……

富本理事 偉過ぎると。

議会事務局長 はい、もっと自由闊達にいろいろな意見交換をするのであれば、正副議長ということではなくて、議会のほうからどなたか代表の方がお二人ぐらい入っていただければということ。

富本理事 ちょっとフランクなイメージがあるということらしい。

島田理事 特に意見はない。

小川理事 議員であれば、いろいろな考え方があがる。充て職というのものもある。ただ、47人

で希望される方に手を挙げてもらって、2名以上いれぱくじ引きか何かで決めたほうが
すっきりしていいのでは。というか、15日までなので、くじ引きでいいのではないか。

山田理事 全く考えも及ばないが、くじ引きでやればいいのかなど。

小松理事 私も、正副議長でなくという趣旨からいえば、充て職というのはつまらないな
と。時間があるのかどうか、やりたい人、手を挙げてという方式で、2名以上、多けれ
ぱくじ引きということができるのであれば、今までそういうこともやったこともないか
と思うし、この際どうか、と思うが。

富本理事 いかがか、事務局。

議長 そんな軽いものじゃない。

島田理事 この委員、報酬は出るのか。

議会事務局次長 2,000円である。

議会事務局長 今企画委員会となっているが、これが将来的には実行委員会に移行する
ということもあるので、今議長が言ったように、一応議会を代表して行かれるという形に
なるので、そこのところは少ししんしゃくをする必要があるのかという気はする。

小川理事 言っていることがわからない、重いのか重くないのか。だったら最初から正副
議長でいい。47人が公平にやればくじ引きであるし、そういうふうにしんしゃくする
というのなら正副議長でいい。

議会事務局長 正副議長が出ていくというような、そこまでの会議体という位置づけでは
なくてということだと思う。申し訳ない、歯切れが悪くて。

富本理事 イメージは、言いたいことはわかる。機動力を重視したいみたいなことはわか
るが、とって何か.....

議長 議運のメンバーで決めては。

議会事務局長 先ほど富本理事のほうからもお話があったとおり、所管の委員会の正副に
するだとか、あるいは議運の正副だとか、そういう考え方もあるとは思う。

島田理事 議運は関係ない。総財の正副でいい。

富本理事 よろしいか。では、総財の正副委員長に。よろしく願います。

(3) 区民からの要望について

富本理事 続いて、区民からの要望について。

議会事務局次長 これまでも半年に1回、区議会に関する区民からのご意見、ご要望につ
いて議員の皆さんにお知らせをしている。方法としてはポスティングをするということ
で、今回も4件、4月から9月までであったので、これについてポスティングをする。

富本理事 これは毎回やっているの、ご了解いただきたい。

(4) 地方公務員の給与改定に関する取扱い等について

富本理事 それでは、地方公務員の給与改定に関する取扱い等について、お願いします。

議会事務局次長 資料9である。東京都の総務局行政部区政課長から、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」ということで通知があった。

1枚めくって、国においては、国家公務員は、人事院勧告ではなくて、特例法を定めて7.8%の削減という形での手続に今入っている。地方公務員は、現下の地方行財政の状況等の地域の実情を踏まえつつ、各地方公共団体の給与実態等を十分検討の上、議会で十分な審議を行い、適切な対処をお願いしたいという文書が出ている。

実際、特別区も、人事委員会の勧告が先月、0.20月例給与を引き下げるという形での勧告が出た。今現在、特別区と労働組合のほうと協議をしている状況なので、こういう通知が来たというお知らせと、人事委員会の勧告があったという報告である。

富本理事 国の考え方とは切り分けて地方公務員は考えるということ。何か質問等、よろしいか。では、そういうことでよろしくをお願いします。

それと、これはきょう議題に入れてなかったが、先般、皆さんにも議長からの提案で合意していただいたペーパーレスにして、掲示板もつくって張られているが、通知がなくなると、今度項目が何をやるのかがわからないことになって、きょうもそうだったのか。私は委員長なので、先に打ち合わせをするので、どういう項目をやるということはわかる。招集通知に、きょうはこういうことをやると書いてあるのでわかっておられたのかと思うが、その辺、どうか。

小松理事 掲示を見て確認した。

富本理事 今回、ペーパーレスになったので、項目に関しては掲示を見ないとわからないので、問題点とまでは言わないが、初めてやってみるとそういう事象が起きた。

これは議運の理事会もそうだし、普通の委員会の場合も、議案何とか書いてあるが、報告案件も招集通知に書いてあるのか。招集通知にはないのか。その辺、確認をしたい。

議会事務局長 報告事項は招集通知にはない。

富本理事 あれは議案だけか。議案はこれをやるということだけか。

議会事務局長 日程表のところに入ってくる。

富本理事 招集通知には入ってない。では、項目がわからないということは理事会だけの問題。

議会事務局長 通常、委員会のときは配付資料と一緒に日程表か何か配るのか。

議会事務局次長 2日前までに資料をお配りするときの表紙に報告案件まで記載していた。

議会事務局長 だから、委員会等はそれでオーケーだと思う。

富本理事 例えば閉会中に報告だけやるときは、ただ委員会をやるとしか書いていない。

議会事務局長 通知には。

富本理事 通知には書いてなくて、定例会中は、議案があれば議案名は書いてある。あと、普通の委員会の場合は、プラス、ホームページにも、報告案件も事前に出るからいいが、議運、理事会だけはそこがない。

議会事務局長 今資料はどうしているのか。

議事係主査 当日配付である。

議会事務局長 その資料を配るときには日程もつけて配っているのか。

議事係主査 そのとおり、当日、席上配付となる。

議会事務局次長 席上配付なので、事前にはわからないという状況。

富本理事 議運は。

議事係主査 同じである。

富本理事 きょう山田理事も言っていたのか。

山田理事 僕自身は、うちは幹事長が出てないので、新人でもあるので、あらかじめ項目を見ておいて、わからないところは事前に調べたほうがいいということで見ているだけなので、メモでも対応できる。

富本理事 うちのほうもきょうは岩田議員が代理だったので、代理だからないのかなという話だったが、そうではなかったので、ちょっとそこは確認しておいたほうがいいなと。

小松理事は、掲示板を見て書いたということか。

小松理事 掲示板で確認した。

富本理事 では、このままでいって、小松理事がそうされたように、皆さん、あそこを見て確認していただくというような形でやる、紙が欲しければ事務局に頼んでコピーをいただくという形でもよろしいか。

島田理事 メールをくれればいい。

富本理事 あと、この議運の理事会だけはメールを流すという方法もあるが。

議事係主査 メールだったら対応可能。

富本理事 ここで、議長が公務があるので退席する。

議会事務局次長 では、メールで皆さんにお送りするという形でもよろしいか。

富本理事 よろしいか。

小松理事 掲示してあったものを添付ファイルか何かでということか。

議事係主査 はい。

小松理事 結構。

副議長 私もきのう見て、見つらなかったから大きくするようお願いした。

富本理事 張ってる紙か。

副議長 あそこはちょっと暗い。だから、どこの会議かわかればいいと、きのうはお伝えしたが、やっぱり全体的にもうちょっと大きい字の方が見やすいと思う。

議会事務局次長 配付用のものをそのまま張ってあるので、もう少しポイント数を大きくして、掲示用のものを少し工夫したいと思っている。今掲示用のものは12ポイントだが、14ポイントにしてまた掲示してみて、ご意見をいただければと思う。

小松理事 掲示板の高さ、私、自分の見やすいように自分で下げたが……

島田理事 随分下がっていた。

小松理事 私は自分の見たいものだけ下げたら、次の日、下にそろっていた……

富本理事 通知がか。

小松理事 はい。だから、あの板を設置なさるときに、見る人のことをちょっと考えていただければよかったと思う。

富本理事 一生懸命はかっていたが。

小松理事 遠くから眺めるものを張るわけではないので、車いすの方だってもしかしたらいらっしゃるかもしれない。ああいうふうに張り出すことは、たまたま来た区民の方にも目に触れることでいいことだとは思う。もし可能であればお願いしたい。

議会事務局次長 では、工夫させていただく。

富本理事 いろいろな身長の方がいるが、車いすの方も確かにいる。確かに、横山副議長の言うように、あれは前のものをそのまま転用しているので、その辺は掲示用に少しアレンジして、全体的に見やすいように、ペーパーレス化とともに、そういう情報提供という部分もきちっと考えて対応していただければと思う。新しいことをやるといろいろ出るので、そのたびに進化させていければなと思う。

では、議運の理事会、議運はメールで皆さんに事前にお知らせするという方法をとらせていただきたいと思いますと思うので、よろしく願います。

今のように、新ルールも含め、今いろいろ議会の改革も進めているが、何かあったら、また理事会のほうで忌憚のないご意見をいただければと思う。

それでは、一応きょう予定されている議題は以上だが、ほかに何かあるか。 なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時17分 閉会)

